

令和3年度 住宅用太陽光発電システム設置費補助金のご案内

八潮市では、自然エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。

補助金の交付を受けることができる方(次の条件を全て満たす方)

- ・自らが居住するために所有する市内の既存住宅又は新築住宅に令和3年4月1日から令和4年3月20日までに電気事業者と電力需給契約を締結した方
 - ※ 設置工事完了後(電気事業者と電力受給契約締結後)の申請となります
 - ※ 併用住宅の場合、居住用部分の床面積が総床面積の1/2以上を占めている場合に限りです
 - ※ 建物が共有名義である場合、所有者全員の同意が必要です
- ・八潮市民である方
- ・市税等を滞納していない方
- ・この要綱による補助金の交付を受けたことがない方

補助金の交付対象となる太陽光発電システム

- ・住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力が1kw以上10kw未満の太陽光発電システムであるもの
- ・一般社団法人太陽光発電協会内に設けるJPEA代行申請センターによる設備認定に係る型式登録(A登録)がなされたもの
- ・未使用品(中古品は対象外です。)であるもの

補助金の額

補助対象設備1台当たり3万円

受付期間

令和3年4月15日(木)から令和4年3月22日(火)まで

※期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了いたします

※予算額150万円、補助件数50件の見込みです



申込方法

補助金交付申請書に必要書類を添えて、環境リサイクル課窓口まで持参してください



【お問合せ・申請先】

八潮市役所 生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係

T E L 048-996-2111(内 338)

F A X 048-995-7367

E-mail kankyo@city.yashio.lg.jp

手続きの流れにつきましては、裏面をご覧ください

八潮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 手続きの流れ

